

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品衛生指導員活動費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail： c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,100 千円 (前年度予算額： 1,100 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,100	0	0	0	0	0	0	0	1,100
要求額	1,100	0	0	0	0	0	0	0	1,100
決定額	1,100	0	0	0	0	0	0	0	1,100

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

食中毒等の食品に係る事故防止については、県による食品営業許可施設の監視指導のほか、食品事業者が自主的に衛生管理に取り組んでいく必要がある。

食品事業者が行う自主的な衛生管理に関しては、(公社)岐阜県食品衛生協会が食品営業施設に対する巡回指導、衛生講習会等の各種事業を行い支援している。

これらの事業について、県との整合性を図りながら、技術的な助言を含め支援を行い、地域の食品衛生の向上を推進していく必要がある。

また、平成27年度の廃棄食品の不適正流通事案を受け、食品衛生協会に休業状態にある施設の把握や情報提供等の協力を求め、連携を強化することで、不適正事案の発生を未然に防止する。

さらに近年、多発するノロウイルス食中毒について、適正な手洗いが重要なことから、巡回指導等において手洗いについての啓発・指導し、ノロウイルス食中毒の発生を未然に防止する。

このような指導員活動を効率的、効果的に実施するためには、指導員の資

質向上が重要であり、継続的な指導員育成が必要である。

(2) 事業内容

(公社)岐阜県食品衛生協会が行う食品衛生の専門知識のある食品衛生指導員による食品関係事業者への食品衛生思想の普及及び食品の品質向上のための各種事業に対し補助

補助の対象となる事業等

ア 施設の巡回指導

イ 食品従事者への教育指導

ウ 衛生講習会の開催

エ 消費者との三者懇談会

オ 指導員育成研修会(食中毒予防、手洗いマイスター、コンプライアンス研修等)

(3) 県負担・補助率の考え方

県が認可した公益法人に対する活動補助であることから県が全額負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,100	食品衛生指導員の活動に対する補助
合計	1,100	

決定額の考え方

(前年度の成果)

県では食品衛生法に基づき、県内約 36,000 件の食品関係施設に対し、食品衛生監視員による監視指導（立入検査等）が必要である。しかし、現状ではすべての施設の監視指導は、人的要因から困難であるため、食品衛生指導員による食品営業施設への巡回指導について補助金を支出し、自主管理体制の充実を図った。（平成 16 年度から県が作成する監視指導計画に基づき実施）

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

食品衛生指導員に対して、食品衛生に関する最新の知識の普及に努める。特に、食品衛生法の改正に伴い H A C C P に関する知識の普及は急務である。

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

○

食品衛生の専門知識のある食品衛生指導員による食品営業施設への巡回指導は、行政による監視指導で手薄になる箇所を補うものとして非常に有効である。

・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

営業者による自主管理体制の充実が図られ、食品に起因する危害の発生防止に有効な事業となっている。

・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

○

食品衛生指導員は、食品衛生指導員研修会等を通じて、食品衛生に関する最新の知識を習得することにより、効果的な巡回指導を行っている。

(事業の見直し検討)

今後の課題に対し継続的な事業の実施が必要である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

引続き（公社）岐阜県食品衛生協会が実施する指導員活動を支援し、営業者による自主管理体制の充実を図ることにより、食品に起因する危害の発生防止に努める必要がある。

